

法務研究科歴代専任教員一覧

2004～2008 年度法務研究科専任教員一覧

2004～2006 年度			2007 年度		
	教授	飯塚 勝		教授	飯塚 勝
○	教授	江泉 芳信		教授	江泉 芳信
	教授	岡田 良雄		教授	岡田 良雄
◎	教授	神長 勲	◎	教授	神長 勲
	教授	許 末恵		教授	佐伯 一郎
○	教授	関 武志	○	教授	関 武志
○	教授	芹沢 斉	○	教授	芹沢 斉
	特任教授	高井 康行		特任教授	高井 康行
	教授	谷原 修身		教授	新倉 修
	教授	新倉 修		教授	宮澤 節生
	特任教授	松田 政行		教授	山崎 敏彦
	教授	山崎 敏彦		教授	吉田 直
	教授	吉田 直	○	教授	和田 吉弘
○	教授	和田 吉弘		教授	LENZ, K. F.
	教授	LENZ, K. F.			
				特別招聘教授	河野 久
	特別招聘教授	河野 久			

※◎は研究科長・○は教務主任

2008～2009 年度法務研究科専任教員一覧

2008 年度			2009 年度		
	教授	飯塚 勝		教授	飯塚 勝
○	教授	江泉 芳信		教授	神長 勲
	教授	岡田 良雄		教授	佐伯 一郎
	教授	神長 勲		教授	酒井 安行
	教授	佐伯 一郎	○	教授	関 武志
	教授	関 武志	○	教授	芹沢 斉
○	教授	芹沢 斉		特任教授	高井 康行
	特任教授	高井 康行		教授	新倉 修
	教授	新倉 修		教授	浜辺 陽一郎
	教授	宮澤 節生		特任教授	本田 守弘
◎	教授	山崎 敏彦		教授	宮澤 節生
	教授	吉田 直	◎	教授	山崎 敏彦
○	教授	和田 吉弘		教授	吉田 直
	教授	LENZ, K. F.	○	教授	和田 吉弘
				教授	LENZ, K. F.
	特別招聘教授	河野 久			
				助手	岡田 直己
				助手	久保山 力也

※◎は研究科長・○は教務主任

2010～2011 年度法務研究科専任教員一覧

2010 年度			2011 年度		
○	教授	飯塚 勝	○	教授	飯塚 勝
	教授	大江 忠		教授	大江 忠
	教授	久保 茂樹		教授	久保 茂樹
	教授	佐伯 一郎		教授	佐伯 一郎
○	教授	関 武志	○	教授	関 武志
○	教授	芹沢 斉	○	教授	芹沢 斉
	特任教授	高井 康行		特任教授	塚原 英治
	特任教授	塚原 英治		教授	新倉 修
	教授	新倉 修		教授	浜辺 陽一郎
	教授	浜辺 陽一郎		特任教授	本田 守弘
	特任教授	本田 守弘		特任教授	宮崎 万壽夫
	教授	宮澤 節生		教授	宮澤 節生
◎	教授	山崎 敏彦	◎	教授	山崎 敏彦
	教授	LENZ, K. F.		教授	LENZ, K. F.
				助教	水上 貴央(9月着任)
	助手	岡田 直己			
	助手	久保山 力也		助手	久保山 力也

※◎は研究科長・○は教務主任

2012 年度～2013 年度法務研究科専任教員一覧

2012 年度			2013 年度		
○	教授	飯塚 勝	○	教授	久保 茂樹
	教授	大江 忠		教授	熊谷 士郎
	教授	久保 茂樹		教授	佐伯 一郎
	教授	熊谷 士郎	○	教授	芹沢 斉
	教授	佐伯 一郎		特任教授	田倉 榮美
○	教授	芹沢 斉		特任教授	塚原 英治
	特任教授	塚原 英治		教授	新倉 修
	教授	新倉 修		教授	浜辺 陽一郎
	教授	浜辺 陽一郎		特任教授	本田 守弘
	特任教授	本田 守弘		特任教授	宮崎 万壽夫
	特任教授	宮崎 万壽夫		教授	宮澤 節生
○	教授	宮澤 節生	○	教授	藪口 康夫
	教授	藪口 康夫	◎	教授	山崎 敏彦
◎	教授	山崎 敏彦		教授	LENZ, K. F.
	教授	LENZ, K. F.		助教	水上 貴央
	助教	水上 貴央			
				助手	小澤 昌之
	助手	小山 治			

※◎は研究科長・○は教務主任

2014～2015 年度法務研究科専任教員一覧

2014 年度			2015 年度		
○	教授	久保 茂樹	○	教授	久保 茂樹
	教授	熊谷 士郎		教授	熊谷 士郎
	教授	後藤 昭	○	教授	後藤 昭
	教授	佐伯 一郎		教授	佐伯 一郎
	教授	嶋崎 健太郎		教授	嶋崎 健太郎
○	教授	芹沢 斉		教授	塚原 英治
	教授	新倉 修		教授	新倉 修
	教授	浜辺 陽一郎		教授	浜辺 陽一郎
	教授	宮澤 節生		教授	宮澤 節生
○	教授	藪口 康夫	○	教授	藪口 康夫
◎	教授	山崎 敏彦	◎	教授	山崎 敏彦
	教授	LENZ, K. F.		教授	LENZ, K. F.
	特任教授	田倉 榮美		特任教授	田倉 榮美
	特任教授	塚原 英治		特任教授	宮崎 万壽夫
	特任教授	宮崎 万壽夫		助教	水上 貴央
	助教	水上 貴央			
				助手	小澤 昌之
	助手	小澤 昌之			

※◎は研究科長・○は教務主任

2016 年度～2017 年度法務研究科専任教員一覧

2016 年度			2017 年度		
	教授	久保 茂樹		教授	大垣 尚司
	教授	熊谷 士郎		教授	岡上 雅美
◎	教授	後藤 昭		教授	河上 正二
	教授	佐伯 一郎		教授	久保 茂樹
○	教授	嶋崎 健太郎		教授	熊谷 士郎
○	教授	塚原 英治	◎	教授	後藤 昭
	教授	新倉 修		教授	佐伯 一郎
	教授	浜辺 陽一郎	○	教授	嶋崎 健太郎
○	教授	藪口 康夫	○	教授	塚原 英治
	教授	LENZ, K. F.		教授	浜辺 陽一郎
	特任教授	河津 博史	○	教授	藪口 康夫
	特任教授	田倉 榮美		教授	LENZ, K. F.
	助教	水上 貴央 (～8 月)		特任教授	河津 博
	助教	原島 有史 (9 月～)		特任教授	田倉 榮美
				助教	原島 有史
	助手	永井 洋士			
				助手	永井 洋士

※◎は研究科長・○は教務主任

2018 年度～2019 年度法務研究科専任教員一覧

2018 年度			2019 年度		
	教授	大垣 尚司		教授	大垣 尚司
	教授	岡上 雅美		教授	岡上 雅美
	教授	河上 正二		教授	河上 正二
	教授	久保 茂樹		教授	久保 茂樹
	教授	熊谷 士郎		教授	熊谷 士郎
	教授	後藤 昭		教授	佐伯 一郎
	教授	佐伯 一郎	○	教授	嶋崎 健太郎
○	教授	嶋崎 健太郎	○	教授	塚原 英治
○	教授	塚原 英治		教授	浜辺 陽一郎
	教授	浜辺 陽一郎	◎	教授	藪口 康夫
◎	教授	藪口 康夫		教授	LENZ, K. F.
	教授	LENZ, K. F.		特任教授	河津 博史
	特任教授	河津 博史		特任教授	中村 芳彦
	特任教授	中村 芳彦		助教	原島 有史（～8 月）
	助教	原島 有史			
				助手	五十嵐 宙（5 月～）
	助手	永井 洋士			

※◎は研究科長・○は教務主任

2020～2021 年度法務研究科専任教員一覧

2020 年度			2021 年度		
	教授	大垣 尚司	◎	教授	藪口 康夫
	教授	熊谷 士郎			
	教授	河上 正二		助手	五十嵐 宙
◎	教授	藪口 康夫			
	助手	五十嵐 宙			

※◎は研究科長

法務研究科担当歴代職員一覧

氏名	期間
仲道 逸夫	2003 年 4 月～2006 年 5 月
藤本 理栄	2003 年 10 月～2008 年 11 月
北村 信治	2004 年 4 月～2005 年 3 月
大木 裕美子	2006 年 4 月～2011 年 5 月 2012 年 6 月～2012 年 9 月 2015 年 4 月～2018 年 3 月
山根 宏哉	2006 年 6 月～2008 年 3 月
笹畑 あお絵	2008 年 4 月～2010 年 3 月
割田 敦	2008 年 8 月～2015 年 3 月
石川 夕子	2010 年 4 月～2013 年 3 月
中居 哲也	2011 年 4 月～2012 年 5 月 2021 年 4 月～2022 年 3 月
関口 佳宏	2012 年 10 月～2019 年 5 月
紺野 まち子	2013 年 4 月～2015 年 7 月
田中 恵理	2015 年 8 月～2017 年 1 月
渡邊 奈緒	2017 年 2 月～2017 年 3 月
遠藤 真名美	2019 年 6 月～2021 年 3 月
戸嶋 文乃	2017 年 4 月～2020 年 3 月
菅野 寛子	2018 年 4 月～2020 年 3 月
高崎 美緒子（ライブラリアン）	2003 年 10 月～2022 年 3 月
宮下 克之（ライブラリアン）	2003 年 10 月～2007 年 3 月

法務研究科合同研究室歴代職員一覧

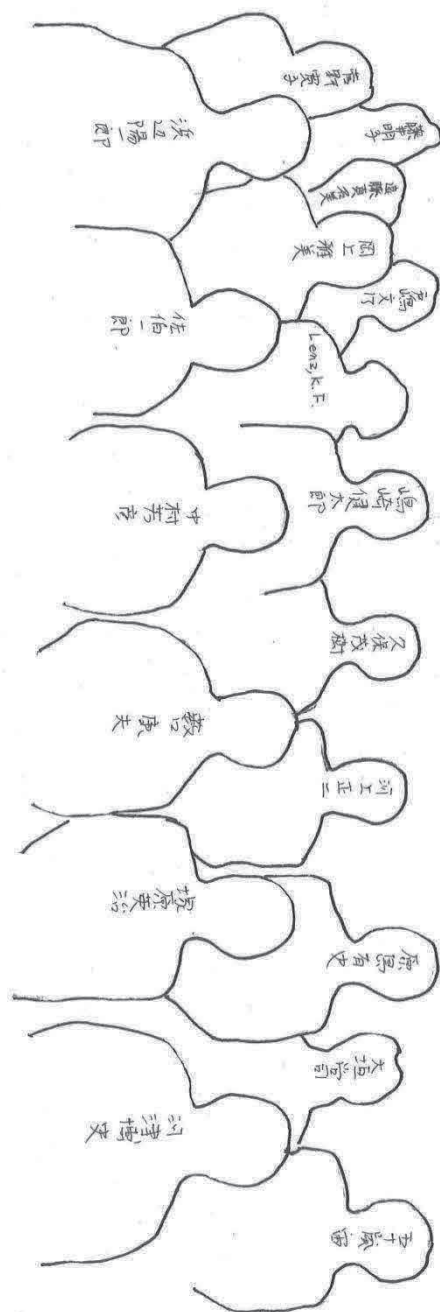
期間	氏名	氏名
2004 年 4 月～9 月	徳留 優美子	藤井 明子
2004 年 10 月～2007 年 9 月	黒田 知子	藤井 明子
2007 年 10 月～2008 年 3 月	杖崎 妙子	藤井 明子
2008 年 5 月～2011 年 4 月	黒田 知子	藤井 明子
2011 年 5 月～2014 年 4 月	室伏 万里子	藤井 明子
2014 年 5 月	吉田 恵子	藤井 明子
2014 年 6 月～2015 年 5 月	片岸 かほる	藤井 明子
2015 年 6 月～2017 年 2 月	折原 静香	藤井 明子
2017 年 4 月～2019 年 3 月	林 美佐	藤井 明子
2019 年 4 月～2020 年 3 月	菅原 麻美	藤井 明子
2020 年 4 月～2021 年 3 月	村田 祥子	藤井 明子
2021 年 4 月～2022 年 3 月		藤井 明子

資料4：教職員写真（2019年度最終教授会後）



写真掲載者氏名（敬称略）

* 当時の研究科には、この他に合同研職員の菅原麻美とローライブラリアンの高崎美緒子がいた。



アメリカ法特講来日記録

2003年11月にアメリカ合衆国ミズーリ州セントルイス所在のワシントン大学ロースクールと
本学法学研究科（法学部、法務研究科と合同）との間に交流協定を締結

2007

Leigh Hunt Greenhaw, (リー・ハント・グリーハウ) 教授 5/4～5/27

Michael Henry Koby (コービー) 教授 5/26～6/18

2008 年

Dorsey D. Ellis, Jr. (エリス) 教授 5/24～6/8

Kimberly Jade Norwood (ノーウッド) 教授 6/14～7/1

2009 年

LA Pierre, Douglas D (ラ・ピエール) 教授 5/29～6/17

Lewis, Jo Ellen (レイス) 教授 6/13～7/3

2010 年

John Owen Haley (ジョン・オーウェン・ヘイリー) 教授 5/30～6/15

Leigh Hunt Greenhaw, (リー・ハント・グリーハウ) 教授 6/17～7/7

2011 年

Michael Henry Koby (コービー) 教授 5/20～6/8

Leigh Hunt Greenhaw, (リー・ハント・グリーハウ) 教授 6/14～7/1

2012 年

Lewis, Jo Ellen 教授 5/21～6/23

※2012年までは法務研究科で「環境整備費」を申請し海外の先生方を招聘していたが
2013年からは法学部にて招聘

2013 年

ハワイ大学ロースクール Cynthia Quinn 5/21～6/18

2014 年

Lewis, Jo Ellen 教授

2015 年 (5 月 18 日から 6 月 3 日・6 月 8 日から 6 月 18 日まで)

ハワイ大学ロースクール David M. Forman 教授

ハワイ大学ロースクール Andrea Freeman 教授

2016 年

Gregory Magarrian 教授 (マーガリアン) 5 月 21 日～6 月 24 日

2017 年

来日せず

2018 年

来日せず 大垣教授が実施

法務研究科から 浜辺陽一郎教授がワシントン大学 LAWSCHOOL にて 2 週間教鞭をとられた

法務研究科 主催・共催・協賛 講演会・催し一覧

日 時		講演会	講演者		場所	映像
2004. 04. 03		法務研究科開設記念講演	岡田良雄教授 (元大阪高裁長官)		6-模擬法 廷	VHS 有
2004. 07. 16		齋正和弁護士講演会	齋藤正和弁護士	企画委員 会	3-3 ミーティ ングルーム	
2004. 07. 31		前期終了納涼パーティー		主任会	青学会館 ナルド	
2005. 02. 02		オーストラリアにおける法学教育-アメリカおよび日本との比較	ケント・アンダーソン助教授 (オーストラリア国立大学)	法科大学 院等専門 職大学院 形成支援 プログラム	3-3 ディス カッションルーム	
2005. 07. 09		刑事弁護の実際～刑事弁護を担当した経験から刑事弁護の実際について	生駒巖弁護士		3-2 ディス カッションルーム	
2006. 02. 16		消防科学の実際と基礎知識	東京消防庁消防科学 研究所研究官	新倉修教 授	6-模擬法 廷	
2006. 04. 05		外国における法曹教育事情	ケルナー氏 (本学法務研究科客 員研究員)		6-模擬法 廷	
2006. 04. 07		ヨーロッパ契約法・不法行為の ハーモナイゼーション	デビッド・ベトソン 教授 (ケンブリッジ大 学)	法務研究 科研究 プロジェ クト助成 金	3-341	
2007. 05. 14		米国ロースクールにおける LL. M. コースの最近の展望と	Tomi M. Fine (フォーダム大学ロース クール副研究科長)	宮澤節生 教授	3-347	

		日本人出願者のための実際的助言				
2007. 10. 10		刑事弁護から感得すべきこと	佐々木齋弁護士 (岡山弁護士会)	神長勲教授	3-2 ディスカッションルーム	
2008. 04. 30		弁護士の現在と将来	本林徹弁護士		6-模擬法廷	
2008. 12. 17	○	医療安全と法曹の役割ー患者側弁護士の立場からー	鈴木利廣弁護士		6-模擬法廷	
2009. 07. 01		口頭コミュニケーション能力養成：米国法学教育の新たな動向	ジョーエレン・ルイス教授	宮澤節生教授	347	
2010. 06. 12		Why Study Japanese Law?	ジョン・O・ヘイリー教授	宮澤節生教授	6-模擬法廷	
2010. 10. 06	○	法律学と実務ー最高裁判事としての経験から（裁判官と学者の間で）	藤田宙靖-元最高裁判事	宮澤節生教授	6-模擬法廷	
2011. 07. 03 ※		死刑と日本の裁判員制度	デイビット・T ジョンソン			
2012. 06. 01 ※		刑事司法を持続可能にするのは何か？ーノルウェーと日本の対話（シンポジウム）	新倉先生・ノルウェー王国大使館		本多記念講堂	
2012. 12. 19	○	いかにして最高裁から一人一票判決の言渡しを獲得するか	升永英俊弁護士			
2013. 04. 17	○	法律家の仕事は面白いのか	木谷明弁護士			
2014. 05. 07	○	法律家の仕事は面白いのか？	榊原富士子弁護士			DVD 有
2014. 06. 11	○	法と社会の10年後を展望して (13:20~19:20) 「労働・企業・ITの10年後について考える」 ・労働問題の10年後	塚原英治特任教授			DVD 有

		・公開大会社におけるガバナンス・システムの10年後を展望する ・ビットコイン問題の10年後を展望する ・将来の展望と青学ロースクールへの期待(未来) 「事故賠償・刑事司法の10年後について考える」 ・10年後を見据えた原発賠償時効延長立法 ・刑事司法の10年後を展望する	(当時) 浜辺 陽一郎教授 LENZ, K. F 教授 瀬上倫弘・吉田可保里(修了生) 水上貴央助教(当時) 後藤昭教授			
2014. 06. 03		日米の法科大学院の諸問題と法理論の規範性	Tamanaha (玉那覇) 教授	宮澤節生 教授	H905	
2015. 04. 20	○	法律家の仕事は面白いのか (広がる法律家へのニーズと可能性大災害を前にした法律家の役割と立法・行政-4万人の声により復興政策の軌跡-)	岡本 正弁護士	水上貴央 助教		DVD 有
2015. 07. 25 ※		陪審制度とアメリカ民主主義	Feeley 教授			
2016. 06. 29	○	法律職はおもしろい	須崎 友里弁護士			
2017. 10. 13	○	刑事事件が社会を変える	亀石 倫子弁護士	後藤昭教授	本多記念	
2018. 05. 30		The New Penology : A History of the Future of Crime Control	Jonathan Simon 教授	後藤昭教授		

2018. 07.13	○	成年年齢下げと消費者政策	消費者庁 川口康裕	河上正二 教授		
----------------	---	--------------	-----------	------------	--	--

2016. 10.22		若草プロジェクト設立記念プロジェクト		後藤昭教 授	930	
2018. 10.13		若草プロジェクト設立3周年シンポジウム		後藤昭教 授	本多記念 講堂	

※ワシントン大学から毎年2名（1名もあり）客員としていらした際は教員対象の講演会を実施していた。
・ルイス教授・コービー教授など

※ハワイ大学の際は費用は法学部負担であったので法務研究科としての講演会は実施していない。

※○は法務研究科が法学部生対象として共催

資料7：入学年度別入学者数

入学年度	定員			入学学生数			定員充足率（単位は％）		
	総数	既修	未修	総数	既修	未修	総数	既修	未修
2004	60	20	40	60	14	46	100.0	70.0	115.0
2005	60	20	40	54	5	49	90.0	25.0	122.5
2006	60	20	40	68	6	62	113.3	30.0	155.0
2007	60	20	40	44	1	43	73.3	5.0	107.5
2008	60	20	40	40	1	39	66.7	5.0	97.5
2009	60	20	40	33	0	33	55.0	0.0	82.5
2010	50	10	40	29	4	25	58.0	40.0	62.5
2011	50	10	40	24	3	21	48.0	30.0	52.5
2012	50	10	40	12	2	10	24.0	20.0	25.0
2013	50	10	40	20	3	17	40.0	30.0	42.5
2014	35	7	28	12	6	6	34.3	85.7	21.4
2015	35	7	28	13	5	8	37.1	71.4	28.6
2016	35	7	28	14	5	9	40.0	71.4	32.1
2017	18	－	－	12	4	8	66.7	－	－
合計	683	181	484	435	59	376	63.7	32.6	77.7

※1

※2

※3

※1：この年より2年短縮コース入学者は「給付奨学金」（学費等に相当する金額）支給

※2：未修者40のうち10名は給付奨学生（原則3年間学費等に相当する奨学金を給付）

※3：未修者・既修者のうち10名は給付奨学生（原則2・3年間学費等に相当する奨学金を給付）

資料 8: 入学年度別修了者数・率

入学年度	入学学生数			修了者数			修了率（単位は％）		
	総数	既修	未修	総数	既修	未修	総数	既修	未修
2004	60	14	46	56	14	42	93.3	100.0	91.3
2005	54	5	49	49	5	44	90.7	100.0	89.8
2006	68	6	62	61	6	55	89.7	100.0	88.7
2007	44	1	43	41	1	40	93.2	100.0	93.0
2008	40	1	39	27	1	26	67.5	100.0	66.7
2009	33	0	33	22	0	22	66.7	—	66.7
2010	29	4	25	16	4	12	55.2	100.0	48.0
2011	24	3	21	14	3	11	58.3	100.0	52.4
2012	12	2	10	8	2	6	66.7	100.0	60.0
2013	20	3	17	12	2	10	60.0	66.7	58.8
2014	12	6	6	6	4	2	50.0	66.7	33.3
2015	13	5	8	5	4	1	38.5	80.0	12.5
2016	14	5	9	12	5	7	85.7	100.0	77.8
2017	12	4	8	8	3	5	66.7	75.0	62.5
合計	435	59	376	337	54	283	77.5	91.5	75.3

※1・※4

※5

※2・※6

※3・※7

※1:この年より2年短縮コース入学者は「給付奨学金」(学費等に相当する金額)支給

※2:未修者40のうち10名は給付奨学生(原則3年間学費等に相当する奨学金を給付)

※3:未修者・既修者のうち10名は給付奨学生(原則2・3年間学費等に相当する奨学金を給付)

※4:進級要件に、GPA1.2以上であることを付加。

※5:①留年の制限:留年した者が成績不良により同じ学年から進級できなかった場合、退学しなければならず、これに従わない者は除籍とする制度に変更。②修了要件として「在学中のすべての履修科目により算出されたGPA値が、最終学年末において『1.2以上』であること」を付加。

※6:再試験制度廃止。

※7:修了要件に、全ての必須科目により算出されたGPA値が、最終学年末において、1.2以上であることを付加。

資料 9 : 実施年度別司法試験合格者数・合格率

	大学名	A 出願者 数	B 受験者数			C 短答合 格者数	D 短答合 格率 (B/C)	E 最終合格者数			F 合格率(E/B)		
			合計 数	既修	未修			合計 数	既修	未修	学校 全体	既修	未修
2006	本学	14	14	14	—	10	71.43%	5	5	—	35.71%	35.71%	—
	総計	2,125	2,091	2,091	—	1,684	80.54%	1,009	1,009	—	48.25%	48.25%	—
2007	本学	53	40	11	29	25	62.50%	7	1	6	17.50%	9.09%	20.69%
	総計	5,401	4,607	2,641	1,966	3,479	75.52%	1,851	1,215	636	40.18%	46.01%	32.35%
2008	本学	88	61	13	48	41	67.21%	15	2	13	24.59%	15.38%	27.08%
	総計	7,842	6,261	3,002	3,259	4,654	74.33%	2,065	1,331	734	32.98%	44.34%	22.52%
2009	本学	115	89	10	79	34	38.20%	8	2	6	8.99%	20.00%	7.59%
	総計	9,734	7,392	3,274	4,118	5,055	68.38%	2,043	1,266	777	27.64%	38.67%	18.87%
2010	本学	122	83	8	75	49	59.04%	3	0	3	3.61%	0.00%	4.00%
	総計	11,127	8,163	3,355	4,808	5,773	70.72%	2,074	1,242	832	25.41%	37.02%	17.30%
2011	本学	128	85	4	81	47	55.29%	8	0	8	9.41%	0.00%	9.88%
	総計	11,891	8,765	3,337	5,428	5,654	64.51%	2,063	1,182	881	23.54%	35.42%	16.23%
2012	本学	107	68	4	64	39	57.35%	8	2	6	11.76%	50.00%	9.38%
	総計	11,265	8,302	3,231	5,071	5,339	64.31%	2,044	1,171	873	24.62%	36.24%	17.22%

2013	本学	77	57	5	52	33	57.89%	10	3	7	17.54%	60.00%	13.46%
	総計	10,315	7,486	3,152	4,334	5,259	70.25%	1,929	1,209	720	25.77%	38.36%	16.61%
2014	本学	57	44	4	40	21	47.73%	3	2	1	6.82%	50.00%	2.50%
	総計	9,255	7,771	3,417	4,354	5,080	65.37%	1,647	1,121	526	21.19%	32.81%	12.08%
2015	本学	54	41	4	37	24	58.54%	3	1	2	7.32%	25.00%	5.41%
	総計	9,072	7,715	3,506	4,209	5,014	64.99%	1,664	1,133	531	21.57%	32.32%	12.62%
2016	本学	49	40	5	35	24	60.00%	1	1	0	2.50%	20.00%	0.00%
	総計	7,730	6,517	3,099	3,418	4,245	65.14%	1,348	951	397	20.68%	30.69%	11.61%
2017	本学	48	42	8	34	22	52.38%	2	0	2	4.76%	0.00%	5.88%
	総計	6,716	5,567	2,823	2,744	3,544	63.66%	1,253	922	331	22.51%	32.66%	12.06%
2018	本学	44	41	10	31	24	58.54%	6	3	3	14.63%	30.00%	9.68%
	総計	5,811	4,805	2,510	2,295	3,238	67.39%	1,189	833	356	24.75%	33.19%	15.51%
2019	本学	36	33	10	23	22	66.67%	4	1	3	12.12%	10.00%	13.04%
	総計	4,930	4,081	2,252	1,829	2,906	71.21%	1,187	901	286	29.09%	40.01%	15.64%
2020	本学	29	27	7	20	15	55.56%	4	3	1	14.81%	42.86%	5.00%
	総計	4,226	3,280	1,895	1,385	2,374	72.38%	1,072	828	244	32.68%	43.69%	17.62%
2021	本学	20	19	4	15	10	52.63%	3	0	3	15.79%	0.00%	20.00%
	総計	3,754	3,024	1,824	1,200	2,272	75.13%	1,047	829	218	34.62%	45.45%	18.17%

B～Eの数は、予備試験合格に基づく受験資格による合格数を除く。

資料 10：入学年度別合格者数・率（1）

入学年 度	合格者数			対入学者合格率			対修了者合格率			
	総 数	既 修	未 修	総数	既修	未修	総数	既修	未修	
2004	18	8	10	30.0%	57.1%	21.7%	32.1%	57.1%	23.8%	
2005	12	1	11	22.2%	20.0%	22.4%	24.5%	20.0%	25.0%	
2006	10	1	9	14.7%	16.7%	14.5%	16.4%	16.7%	16.4%	
2007	7	0	7	15.9%	0.0%	16.3%	17.1%	0.0%	17.5%	
2008	7	1	6	17.5%	100.0%	15.4%	25.9%	100.0%	23.1%	
2009	8	0	8	24.2%	—	24.2%	36.4%	—	36.4%	※1・※4
2010	2	1	1	6.9%	25.0%	4.0%	12.5%	25.0%	8.3%	
2011	8	3	5	33.3%	100.0%	23.8%	57.1%	100.0%	45.5%	※5
2012	5	2	3	41.7%	100.0%	30.0%	62.5%	100.0%	50.0%	※2・※6
2013	1	1	0	5.0%	33.3%	0.0%	8.3%	50.0%	0.0%	
2014	3	2	1	25.0%	33.3%	16.7%	50.0%	50.0%	50.0%	
2015	5	4	1	38.5%	80.0%	12.5%	100.0%	100.0%	100.0%	※3・※7
2016	4	2	2	28.6%	40.0%	22.2%	33.3%	40.0%	28.6%	
2017	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
合計	90	26	64	20.7%	44.1%	17.0%	26.7%	48.1%	22.6%	

在学中予備試験枠で合格した者 2 名は、中退者扱いし、合格者数からも除外した。

※1：この年より 2 年短縮コース入学者は「給付奨学金」（学費等に相当する金額）支給

※2：未修者 40 のうち 10 名は給付奨学生（原則 3 年間学費等に相当する奨学金を給付）

※3：未修者・既修者のうち 10 名は給付奨学生（原則 2・3 年間学費等に相当する奨学金を給付）

※4：進級要件に、GPA1.2 以上であることを付加。

※5：①留年の制限：留年した者が成績不良により同じ学年から進級できなかった場合、退学しなければならず、これに従わない者は除籍とする制度に変更。②修了要件として「在学中のすべての履修科目により算出された GPA 値が、最終学年末において『1.2 以上』であること」を付加。

※6：再試験制度廃止。

※7：修了要件に、全ての必須科目により算出された GPA 値が、最終学年末において、1.2 以上であることを付加。

＜比較参考値＞

全国平均（2005-2017 年の累計）

49.80%

同上の最高

80%

資料 11：入学年度別合格者数・率（2）

入学年度	合格者数			対入学者合格率			対修了者合格率		
	総数	既修	未修	総数	既修	未修	総数	既修	未修
2004	18	8	10	30.0%	57.1%	21.7%	32.1%	57.1%	23.8%
2005	12	1	11	22.2%	20.0%	22.4%	24.5%	20.0%	25.0%
2006	10	1	9	14.7%	16.7%	14.5%	16.4%	16.7%	16.4%
2007	7	0	7	15.9%	0.0%	16.3%	17.1%	0.0%	17.5%
2008	7	1	6	17.5%	100.0%	15.4%	25.9%	100.0%	23.1%
2009	8	0	8	24.2%	—	24.2%	36.4%	—	36.4%
2010	2	1	1	6.9%	25.0%	4.0%	12.5%	25.0%	8.3%
2011	8	3	5	33.3%	100.0%	23.8%	57.1%	100.0%	45.5%
2012	5	2	3	41.7%	100.0%	30.0%	62.5%	100.0%	50.0%
2013	1	1	0	5.0%	33.3%	0.0%	8.3%	50.0%	0.0%
2014	4	3	1	33.3%	50.0%	16.7%	57.1%	60.0%	50.0%
2015	5	4	1	38.5%	80.0%	12.5%	100.0%	100.0%	100.0%
2016	4	2	2	28.6%	40.0%	22.2%	33.3%	40.0%	28.6%
2017	1	1	0	8.3%	25.0%	0.0%	11.1%	25.0%	0.0%
合計	92	28	64	21.1%	47.5%	17.0%	27.1%	50.0%	22.6%

※1・※4

※5

※2・※6

※3・※7

在学中予備試験枠で合格した者 2 名を、修了者扱いし、合格者数にも含めた。

※1：この年より 2 年短縮コース入学者は「給付奨学金」（学費等に相当する金額）支給

※2：未修者 40 のうち 10 名は給付奨学生（原則 3 年間学費等に相当する奨学金を給付）

※3：未修者・既修者のうち 10 名は給付奨学生（原則 2・3 年間学費等に相当する奨学金を給付）

※4：進級要件に、GPA1.2 以上であることを付加。

※5：①留年の制限：留年した者が成績不良により同じ学年から進級できなかった場合、退学しなければならず、これに従わない者は除籍とする制度に変更。②修了要件として「在学中のすべての履修科目により算出された GPA 値が、最終学年末において『1.2 以上』であること」を付加。

※6：再試験制度廃止。

※7：修了要件に、全ての必須科目により算出された GPA 値が、最終学年末において、1.2 以上であることを付加。

〈比較参考値〉

全国平均 (2005-2017 年の累計)	49.80%
-----------------------	--------

同上の最高	80%
-------	-----

資料 12：入学年度別合格までの受験回数

入学 年度	合格者数			合格までの受験回数別人数														
				1 年目			2 年目			3 年目			4 年目			5 年目		
	総数	既修	未修	総数	既修	未修	総数	既修	未修	総数	既修	未修	総数	既修	未修	総数	既修	未修
2004	18	8	10	11	5	6	5	1	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0
2005	12	1	11	9	0	9	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2006	10	1	9	4	0	4	2	1	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1
2007	7	0	7	2	0	2	3	0	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0
2008	7	1	6	3	0	3	3	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2009	8	0	8	1	0	1	4	0	4	1	0	1	1	0	1	1	0	1
2010	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2011	8	3	5	3	3	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	3	0	3
2012	5	2	3	2	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
2013	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2014	3	2	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1
2015	5	4	1	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
2016	4	2	2	0	0	0	1	0	1	3	2	1	0	0	-	-	-	-
2017	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	90	26	64	41	15	26	22	3	19	15	8	7	4	0	4	8	0	8

※1・4

※5

※2・6

※3・7

在学中予備試験枠で合格した者 2 名は、中退者扱いし、合格者数からも除外した。

- ※1：この年より2年短縮コース入学者は「給付奨学金」（学費等に相当する金額）支給
- ※2：未修者40のうち10名は給付奨学生（原則3年間学費等に相当する奨学金を給付）
- ※3：未修者・既修者のうち10名は給付奨学生（原則2・3年間学費等に相当する奨学金を給付）
- ※4：進級要件に、GPA1.2以上であることを付加。
- ※5：①留年の制限：留年した者が成績不良により同じ学年から進級できなかった場合、退学しなければならない者は除籍とする制度に変更。②修了要件として「在学中のすべての履修科目により算出されたGPA値が、最終学年末において『1.2以上』であること」を付加。
- ※6：再試験制度廃止。
- ※7：修了要件に、全ての必須科目により算出されたGPA値が、最終学年末において、1.2以上であることを付加。

資料 13: 入学年度別合格までの受験回数割合

入学 年度	合格者数			合格までの受験回数別割合（合格者中の割合）														
	総 数	既 修	未 修	1 年 目			2 年 目			3 年 目			4 年 目			5 年 目		
				総 数	既 修	未 修	総 数	既 修	未 修	総 数	既 修	未 修	総 数	既 修	未 修	総 数	既 修	未 修
2004	18	8	10	61.1	62.5	60.0	27.8	12.5	40.0	11.1	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2005	12	1	11	75.0	0.0	81.8	16.7	0.0	18.2	8.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2006	10	1	9	40.0	0.0	44.4	20.0	100.0	11.1	20.0	0.0	22.2	10.0	0.0	11.1	10.0	0.0	11.1
2007	7	0	7	28.6	0.0	28.6	42.9	0.0	42.9	14.3	0.0	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0
2008	7	1	6	42.9	0.0	50.0	42.9	0.0	50.0	14.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2009	8	0	8	12.5	-	12.5	50.0	-	50.0	12.5	-	12.5	12.5	-	12.5	12.5	-	12.5
2010	2	1	1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2011	8	3	5	37.5	100.0	0.0	12.5	0.0	20.0	12.5	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0	60.0
2012	5	2	3	40.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	66.7
2013	1	1	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2014	3	2	1	33.3	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0

※1・4

※5

※2・6

2015	5	4	1	40.0	50.0	0.0	20.0	25.0	0.0	20.0	25.0	0.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
2016	4	2	2	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	75.0	100.0	50.0	0.0	-	-	-	-	-
2017	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
合計	90	26	64	45.6	57.7	40.6	24.4	11.5	29.7	16.7	30.8	10.9	4.4	0.0	6.3	8.9	0.0	12.5

※3・7

在学中予備試験枠で合格した者2名は、中退者扱いし、合格者数からも除外した。

※1：この年より2年短縮コース入学者は「給付奨学金」（学費等に相当する金額）支給

※2：未修者40のうち10名は給付奨学生（原則3年間学費等に相当する奨学金を給付）

※3：未修者・既修者のうち10名は給付奨学生（原則2・3年間学費等に相当する奨学金を給付）

※4：進級要件に、GPA1.2以上であることを付加。

※5：①留年の制限：留年した者が成績不良により同じ学年から進級できなかった場合、退学しなければならず、これに従わない者は除籍とする制度に変更。②

修了要件として「在学中のすべての履修科目により算出されたGPA値が、最終学年末において『1.2以上』であること」を付加。

※6：再試験制度廃止。

※7：修了要件に、全ての必須科目により算出されたGPA値が、最終学年末において、1.2以上であることを付加。

資料 14：特別入試合格者データ（1）

入学年度	定員	入学者数	定員充足率	修了者数	修了率	合格者数	対入学者合格率	対修了者合格率
2013	10	6	60.0%	6	100.0%	0	0.0%	0.0%
2014	10	4	40.0%	2	50.0%	0	0.0%	0.0%
2015	10	3	30.0%	2	66.7%	2	66.7%	100.0%
2016	10	6	60.0%	4	66.7%	1	16.7%	25.0%
2017	10	7	70.0%	5	71.4%	0	0.0%	0.0%
合計	50	26	52.0%	19	73.1%	3	11.5%	15.8%

資料 15：特別入試合格者データ(2)

入学年度	合格者数	合格までの受験回数別人数				
		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
2013	0	0	0	0	0	0
2014	0	0	0	0	0	0
2015	2	0	0	1	1	0
2016	1	0	1	0	0	0
2017	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	1	1	1	0

入学年度	合格者数	合格までの受験回数別割合				
		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
2013	0					
2014	0					
2015	2	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
2016	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2017	0					
合計	3	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%

資料 16：募集停止のお知らせ（学長）

青山学院大学法務研究科の学生募集停止について

青山学院大学は、2018 年度から法務研究科の学生募集を停止いたします。

本学法務研究科は、2004 年度に設置され、いわゆる法科大学院の一つとして、これまで数多くの司法試験合格者を輩出してまいりました。しかしながら、法曹の増大に対応した社会環境が十分に整わなかったこと等のために、法科大学院受験者の減少が続いてきました。本学においても、様々な入試制度改革や学生支援制度を導入してまいりましたが、やはり志願者、入学者の減少を食い止めることができず、近年は、財政的にも大変厳しい状態を招いておりました。日本の法科大学院制度の現状では、この状態を早期に改善する見込みを立てることも困難です。そこで、本学は、国際社会の中での法学教育の可能性を追求し、法曹の国際展開を視野に入れた新たな法学教育体制を構築するために、法務研究科の学生募集を停止することにいたしました。

もちろん、募集停止後も法務研究科に在籍している学生のすべてが修了するまで、現在の教育・指導体制を維持し、教育責任を果たしてまいります。あわせて司法試験を受験する修了生への支援もこれまでと同様に全ういたします。

これまで、本学法務研究科の設置・運営にご支援・ご協力を賜りました関係者の皆様方には、深く御礼を申し上げますとともに、今回の決定について何とぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

2017 年 5 月 31 日

青山学院大学
学長 三木 義一

資料 17：募集停止のお知らせ（法務研究科長）

法務研究科学生募集の停止について

法務研究科は 2004 年の設置以来、「地の塩、世の光」としての法曹を目指す人々の教育のために、努力を重ねて参りました。その結果、多くの修了生が弁護士などの職種に就いて、ここで学んだ知識・経験を活かして活躍しています。

近年の入学志願者の減少に対しては、給付奨学金制度の充実、文部科学省の法科大学院公的支援見直し加算プログラムの中で優れた取組として選ばれた「お試し受講プログラム」の実施、1 年次は夜間に受講できる「挑戦的社会人コース」の設定などの対応策を導入しました。しかし、状況は厳しさを増し、長期的に安定した本研究科の運営を見通すことが難しくなりました。そのため、青山学院大学として 2018 年度から本研究科の学生募集の停止を決断するに至りました。したがって、今年は入学試験を行いません。

青山学院大学法科大学院への入学を考えていて下さった方々には、その機会がなくなってしまったこととお詫びいたします。また、これまで本研究科を支援してくださった方々には、ご期待に反する結果となったこととお詫びいたします。

学生募集の停止は、在校生および修了生の地位に何ら影響しません。取得できる学位や修了者の司法試験の受験資格は変わりません。いうまでもなく、在学生の教育は最後までこれまでどおりに続けます。また、司法試験を受験する修了生への支援も、これまでどおりに続けて、大学としての責任を全うします。

在校生、修了生諸氏が、これによって不安に駆られることなく、学修を続けて志望を実現されることを願います。私たち教員もそれを新たな目標として、これまで以上の努力を続けます。

2017 年 5 月 31 日

青山学院大学

法務研究科長 後藤 昭

資料 18：法務研究科研修生サポートセンター設立趣意書

2019 年 11 月 6 日

青山学院大学

学長 三木 義一 殿

法務研究科長 藪口 康夫

青山学院大学法務研究科研修生サポートセンター(仮称) 設立趣意書

2017 年 5 月 31 日に学生募集停止の発表されました法務研究科では、その在籍学生全員が修了した後、5 年間の司法試験受験有資格期間において修了生を法務研究科研修生として支援するための組織として、法務研究科研修生サポートセンター（以下、「センター」と記す。）を設立致したく、この設置趣意書を本年度の第 8 回学部長会（2019 年 7 月 22 日開催）の報告事項 7 として、一度報告させていただきました。しかし、その後①学校法人青山学院の経営執行会議（CCE）において、「サポートセンター設立に関しては承認するが、法学部の学部生も利用できるように法学部長と話を進めるように」との意見付き承認となったことや、②法学部教授会にて設置趣意書の説明、質疑応答を経て審議いただいた結果を盛り込む必要が生じました。そこで今回は、第 8 回学部長会での報告内容を一部修正いたしましたので、改めてご審議下さいますよう、よろしく、お願い申し上げます。

通常の学部・研究科であれば、在籍者が修了すれば、大学との在学契約は満了し、以後は卒業生・修了生（大学校友）としての関係を有するのみです。法務研究科の在籍者も、修了すれば大学との在学契約は終了することには変わりありませんが、法務研究科の修了資格は修了後 5 年間の司法試験受験資格と結びついており、司法試験の受験と合格は法科大学院修了後となることから、本学法務研究科のみならず我が国の法科大学院の多くは正規課程を修了して在学契約の満了した者であっても、修了に基づく受験資格の有する間は、修了生が希望すれば、自習室など一定の施設利用や教員等からの指導を受けることなどのサービスを受けていることが多いのが実態です。

そのため、本学の専門職大学院学則第 26 条は「研修生」という制度を設け、これまでは法務研究科が業務を行って参りましたし、この制度は、法務研究科の学生募集時においてもパン

フレット等で明示されている、学生に対する約束でもありました。

そして、2019 年度開始時において在籍者が 3 年次生 7 名のみとなりましたことから、最短では今年度末には全在籍者が修了して 2020 年度当初には在籍学生はゼロ名になる可能性が高くなってきました。その場合、上記の研修生制度による修了生への支援は、最後の修了者が出てから最長でその後 5 年間すなわち 2024 年 5 月までは必要となります。

しかし、2020 年 3 月に全在籍学生が修了するとすれば、本学では、退学者の再入学申請期間（退学後 2 年間）を経過してから廃止申請している先例に従っても、（現在の最後の退学者が 2019 年 3 月に出ていることから）法務研究科は 2021 年度当初には廃止申請すべきこととなり、2021 年度からは修了生の支援を担当する部署がなくなってしまいます。

2017 年 5 月 31 日に、法務研究科学生募集停止が発表された際の学長声明では、学生募集停止後も法務研究科に在籍している学生のすべてが修了するまで、現在の教育・指導体制を維持して教育責任を果たすことと、あわせて司法試験を受験する修了生への支援もこれまでと同様に全うすることが述べられています。

そこで法務研究科研修生サポートセンターを設置することは、これまでの法務研究科修了生に対する、学生募集時の支援の公約を果たすために必要であるものと考えます。

こうした状況をご理解たまり、法務研究科研修生サポートセンターの設立について、ご審議・ご承認いただきたく、お願い申し上げます。

設立予定年月日：2020 年 4 月 1 日

サポート終了予定年月日：最後の在籍生が修了した年度の翌年度から起算して 5 年度目の 9 月末日。ただし、法務研究科研修生が存在しなくなった場合は、その年度の 9 月末日又は年度末。
なお、法務研究科研修生サポートセンターの設置形態については、2020 年度は法務研究科附置として設立しますが、法務研究科廃止予定の 2021 年度からは法学部附置として、当設置趣意書に定める法務研究科研修生のサポートに加えて、青山学院大学法学部学生の学修支援も担当する、設置期間の定めのない常設の附置組織に統合・変更するため、法学部と法務研究科は、支援内容について相互理解を図りつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものいたします。

資料 19：青山学院大学大学院法務研究科研修生サポートセンター規則

(2020 年 2 月 27 日理事会承認)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、青山学院大学専門職大学院学則(以下「専門職大学院学則」という。)第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、青山学院大学大学院法務研究科研修生サポートセンター(以下「センター」という。)の事業、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第 2 条 センターは、専門職大学院学則第 26 条第 1 項の規定による法務研究科研修生(以下「研修生」という。)に対し、司法試験受験に向けた学修支援及び学修環境の提供をすることを目的とする。

[専門職大学院学則第 26 条第 1 項]

(センターの事業)

第 3 条 センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 司法試験受験に向けた学修支援に係るプログラムの調査研究、企画の立案及び実施
- (2) 司法試験受験に向けた学修支援に係る図書及び資料の収集、整理、保管及び供用
- (3) 司法試験受験に係る高度な専門性のある学修指導
- (4) 司法試験受験に係る情報提供
- (5) 前各号に規定するもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(センターの組織)

第 4 条 センターにセンター長 1 名を置く。

2 センターに副センター長 1 名を置く。

3 センターの運営等について審議するため、センターに法務研究科研修生サポートセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

2 センター長は、法務研究科長(以下「研究科長」という。)をもって充てる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代理する。

2 前項に規定するもののほか、センター長が、必要があると認める場合は、副センター長にその職務の一部を委任することができる。

3 副センター長は、青山学院大学専門職大学院法務研究科(以下「本研究科」という。)の専任教員の中から、運営委員会の審議を経て、研究科長が委嘱する。

4 副センター長の任期は、1年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 副センター長は、再任されることができる。

(運営委員会の構成)

第7条 運営委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 本研究科の専任教員の中から 若干名

2 センター長は、必要があると認める場合は、前項各号に規定する者に加えて、センター長が指名する者若干名を委員とすることができる。

3 第1項第3号及び前項に規定する委員は、本研究科の専任教員の中から、本研究科の教授会(以下「教授会」という。)の審議を経て、研究科長が委嘱する。

4 第1項第3号及び第2項に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

6 運営委員会は、センター長がその委員長となる。

(運営委員会の招集、開催、表決数等)

第8条 運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、必要に応じて開催する。

3 運営委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

4 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

5 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を列席させ、意見を聴くことができる。

(運営委員会の審議事項)

第9条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) センターの事業計画及びその実施に関する事項
- (2) センターの予算及び決算に関する事項
- (3) 副センター長の委嘱に関する事項
- (4) 前3号に規定するもののほか、センター長が必要と認める事項

(会計)

第10条 センターは、大学予算、指定寄附金等を財源として運営する。

2 センターの会計は、学校法人青山学院経理規則その他の諸規則に基づいて処理する。

[学校法人青山学院経理規則]

(所管)

第11条 この規則は、学務部専門職大学院教務課が所管する。

(改廃手続)

第12条 この規則の改廃は、運営委員会、研究科長会及び教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

2 センターは、2021年4月1日付けで青山学院大学法学部(以下「法学部」という。)の附置教育施設に改組し、研修生の学修支援に加えて、法学部学生の学修支援も行う予定であることから、本研究科及び法学部において、学修支援に係る検討を加え、その結果に基づき、この規則の制定後1年を目途として、必要な措置を講ずるものとする。

資料 20：青山学院大学法学部附置法学教育センター規則

(2014 年 3 月 27 日制定(2021 年 2 月 25 日全部改正))

(趣旨)

第 1 条 この規則は、青山学院大学学則第 6 条第 2 項の規定に基づき、青山学院大学法学部附置法学教育センター(以下「センター」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

[青山学院大学学則第 6 条第 2 項]

(センターの目的)

第 2 条 センターは、学部生、研究生又は研修生に対する進学支援、キャリア支援、学習支援又は教育支援を行うこと、映像等により認識した社会問題について法を用いて解決させる可視化教育(以下「可視化教育」という。)を推進すること並びに法学教育に係る教育プログラムの調査及び開発を行うことにより、法曹、隣接法律関連資格者又は公務員となる者を育成すること、法律に携わる実務家又は法学研究者として活躍する人材を育成すること並びに本学部及び本研究科における教育活動の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に規定する用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 本学部 青山学院大学法学部をいう。
- (2) 学部生 本学部に在籍する学生をいう。
- (3) 本研究科 青山学院大学大学院法学研究科をいう。
- (4) 研究生 本研究科に在籍する学生をいう。
- (5) 研修生 青山学院大学専門職大学院学則第 26 条第 1 項の規定による法務研究科研修生をいう。

[青山学院大学専門職大学院学則第 26 条第 1 項]

(センターの事業)

第 4 条 センターは、第 2 条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

[第 2 条]

- (1) 学部生に対する法科大学院進学及び司法試験予備試験に係る受験サポート
- (2) 研修生に対する司法試験受験サポート
- (3) 学部生及び研究生に対する公務員試験及び各種資格試験に係る受験サポート
- (4) 学部生及び研究生に対する学習及び進学に係る支援

- (5) 可視化教育に係る映像資料等の収集、管理及び運用
- (6) 法学教育に係る教育プログラムの調査及び開発
- (7) 前各号に規定するもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業
(センターの組織)

第5条 センターに、センター長1名を置く。

2 センターに、部門長各1名を置く。

3 センターの運営に係る重要事項を審議し、及び決定するため、センターに法学教育センター総会(以下「総会」という。)を置く。

4 センターの運営に必要な事項を協議し、及び執行するため、総会の下に法学教育センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

5 センターの事業を推進するため、センターに次の部門を置く。

- (1) 司法試験支援部門
- (2) 公務員試験等支援部門
- (3) 学習支援部門
- (4) 可視化教育推進部門
- (5) 教育プログラム開発部門

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

2 センター長は、法学部長をもって充てる。

3 センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名する部門長がその職務を代行する。

(部門長)

第7条 部門長は、部門の業務を統括する。

2 部門長は、センター長が本学部の専任教員の中から候補者を推薦し、運営委員会及び総会の意見を聴いた後、センター長が委嘱する。

3 部門長の任期は、1年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 部門長は、再任されることができる。

(総会の構成)

第8条 総会は、本学部の専任教員のうち、次に規定する者によって構成される。

- (1) 教授及び准教授
- (2) 助教及び助手

(総会の招集、開催、表決数等)

第9条 総会は、センター長が招集し、議長となる。

2 総会は、年2回以上定期に開催する。ただし、センター長が必要と認める場合は、随時開催することができる。

3 総会の開催は、構成員の過半数の出席を必要とする。

4 総会の議決は、出席した構成員の過半数の賛成を必要とする。

5 前項の規定にかかわらず、この規則の改廃に係る議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(総会の審議事項)

第10条 総会は、次に規定する事項を審議する。

(1) 第4条各号に規定する事業に関する事項

[第4条各号]

(2) センターの予算及び決算に関する事項

(3) 部門長の委嘱に関する事項

(4) この規則その他センターに係る諸規則の制定改廃に関する事項

(5) 前各号に規定するもののほか、センター長が必要と認める事項

(運営委員会の構成)

第11条 運営委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) センター長

(2) 部門長

(運営委員会の招集、開催等)

第12条 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、必要に応じて開催する。

3 運営委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

4 センター長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を列席させ、意見を聴くことができる。

(運営委員会の業務)

第13条 運営委員会は、次の事項について協議し、その執行に当たる。

(1) 第4条各号に規定する事業の実施に関する事項

[第4条各号]

(2) 部門長の委嘱に関する事項

(3) センターの予算及び決算に関する事項

(4) 前3号に規定するもののほか、センターの運営に必要な事項

2 センター長は、前項の規定による協議及び執行の結果を総会に報告する。

(会計)

第14条 研究所は、次の資金をもって運営する。

(1) 大学予算

(2) 本学部の教育活動費

(3) 指定寄付金等の外部資金

2 センターの会計は、学校法人青山学院経理規則その他の諸規則に基づいて処理する。

[学校法人青山学院経理規則]

3 センターの会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(所管)

第15条 この規則は、学務部教務課が所管する。

(改廃手続)

第16条 この規則の改廃は、総会で審議し、本学部教授会及び学部長会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規則は、2021年4月1日から施行する。

2 青山学院大学大学院法務研究科研修生サポートセンター規則(2020年2月27日理事会承認)は、廃止する。

3 第7条第2項及び第8条の規定は、この規則の施行日から青山学院大学大学院法務研究科を廃止する日まで、第7条第2項及び第8条中「本学部」とあるのは「本学部及び青山学院大学大学院法務研究科」と読み替えて適用する。

資料 21：法務研究学会会則

青山学院大学大学院法務研究学会会則(2008 年 11 月 5 日制定)

改正：2010 年 1 月 26 日、2012 年 3 月 7 日、2012 年 12 月 12 日

(名称)

第 1 条 本会は、青山学院大学大学院法務研究学会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、東京都渋谷区渋谷 4 丁目 4 番 25 号 青山学院大学大学院法務研究科合同研究室に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、法律に関する教育、研究及び実務の発展並びに研究の発表に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 本会機関誌(学術雑誌)の発行
- (2) 研究会の開催
- (3) 講演会の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第 5 条 本会は、以下の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 青山学院大学大学院法務研究科専任の教授、准教授、助教、助手
- (2) 準会員 青山学院大学法学部専任教員
- (3) 院生会員 青山学院大学大学院法務研究科院生
- (4) 賛助会員 本会の目的達成に協力する者

2 正会員、準会員及び賛助会員は、本会機関誌に執筆することができる。

3 会員は、本会発行の機関誌の配布を受けるほか、本会の事業に参加することができる。

(会費)

第6条 会員(準会員を除く。)は、以下の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

イ 教授、准教授及び助教 年額 20,000 円

ロ 助手 年額 5,000 円

(2) 院生会員 年額 5,000 円

(3) 賛助会員 年額 20,000 円

2 院生会員の会費の取扱いは、青山学院大学専門職大学院学則の定めによる。

[青山学院大学専門職大学院学則(別記学費納付に関する取扱い含む)]

(役員)

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

(1) 会長

(2) 評議員

(3) 運営委員

(4) 監査委員

(会長)

第8条 会長は、本会の会務を執行し本会を代表する。

2 会長は、研究科長がこれを兼ねる。

(評議員及び評議員会)

第9条 評議員は、正会員がこれにあたり、本会の目的の達成に務める。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

3 評議員会は、定員の過半数の出席によって成立し、議長は会長がこれに当たる。

4 議事は、出席人員の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長が決する。ただし、会則の改廃に関する事項については、3分の2以上の賛成により、これを行う。

5 評議員会は、少なくとも毎年学年始又は学年末に、会長が招集する。

6 評議員会は、会則改定、役員選任、会計その他本会の重要事項について協議し、決定する。

(運営委員及び運営委員会)

第10条 運営委員は、評議員の中から若干名を会長が委嘱し、次の職務を行う。

- (1) 庶務 本会の事業の企画運営並びに評議員会及び運営委員会の議事録の作成
 - (2) 編集 機関誌の編集、刊行
 - (3) 集会 研究会、講演会及びその他の会合の企画運営
 - (4) 会計 本会の会計事務の掌握及び会計報告書の作成
- 2 会長は、運営委員のうち各 1 名を運営委員長及び機関誌編集委員長に委嘱する。ただし、両者を兼ねることを妨げない。
- 3 会長は、機関誌の編集・刊行のため、助手 1 名を機関誌編集助手に委嘱する。
- 4 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集し、事業遂行上必要な事項について協議し、決定する。

(監査委員)

第 11 条 監査委員は、評議員の中から 1 名を会長が委嘱し、会計監査を行う。

(任期)

第 12 条 会長の任期は 2 年とし、運営委員及び監査委員の任期は 1 年とする。

(本会の運営)

第 13 条 本会の運営は、評議員会及び運営委員会による。

(会計)

第 14 条 本会の会計は、本会の会費並びに補助金及び寄付金を基礎とする。

2 本会に寄付を行おうとする者は、会長の承認を得た上で、所定の手続により、寄付を行うものとする。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(改廃手続)

第 16 条 本会則の改廃は、評議員会の議を経て、これを行う。

附 則

本会則は、2008 年 11 月 6 日から施行し、2008 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(2010 年 1 月 26 日)

本会則は、2010 年 1 月 27 日から施行し、2009 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(2012 年 3 月 7 日)

本会則は、2012 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(2012 年 12 月 12 日)

本会則は、2012 年 12 月 13 日から施行する。